

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第111号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村等への情報提供)</p> <p>第4条 知事は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定若しくは法第41条第1項の当該指定の更新若しくは法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定若しくは法第51条の21第1項の当該指定の更新、法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更若しくは法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更、第3条から第3条の3までの届出の受理又は法第50条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止若しくは法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下この項において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等の内容（当該指定等に係る事実が生じた日及びサービス事業所の名称等の変更の日、指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業等の再開の日、廃止の予定日若しくは休止の予定期間又は指定障害者支援施設の指定の辞退の日を含む。）及び当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害福祉サービス事業（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。次号において同じ。）、施設障害福祉サービス又は一般相談支援事業（同条第19項に規定する一般相談支援事業をいう。同号において同じ。）の主たる対象者</p>	<p>(市町村等への情報提供)</p> <p>第4条 知事は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定若しくは法第41条第1項の当該指定の更新若しくは法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定若しくは法第51条の21第1項の当該指定の更新、法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更若しくは法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更、第3条から第3条の3までの届出の受理又は法第50条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止若しくは法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下この項において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等の内容（当該指定等に係る事実が生じた日及びサービス事業所の名称等の変更の日、指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業等の再開の日、廃止の予定日若しくは休止の予定期間又は指定障害者支援施設の指定の辞退の日を含む。）及び当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害福祉サービス事業（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。次号において同じ。）、施設障害福祉サービス又は一般相談支援事業（同条第16項に規定する一般相談支援事業をいう。同号において同じ。）の主たる対象者</p>

改正後	改正前
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
(公示等)	(公示等)
第14条 法第51条第4号又は第51条の30第1項第3号の規定による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。	第14条 法第51条第4号又は第51条の30第1項第3号の規定による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。
1～3 (略)	1～3 (略)
4 法第69条の規定による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。	4 法第69条の規定による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 指定自立支援医療機関の指定に係る自立支援医療（法第5条第25項に規定する自立支援医療をいう。）の種類	(2) 指定自立支援医療機関の指定に係る自立支援医療（法第5条第24項に規定する自立支援医療をいう。）の種類
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
5～6 (略)	5～6 (略)
附 則 この規則は、公布の日から施行する。	附 則 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成20年12月1日規則第97号抄） （施行期日）	附 則（平成20年12月1日規則第97号抄） （施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成23年11月25日規則第69号） この規則は、公布の日から施行する。	附 則（平成23年11月25日規則第69号） この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>附 則（平成24年3月6日規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年10月19日規則第77号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者自立支援法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者自立支援法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（平成25年9月20日規則第44号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者自立支援法施行細則別記様式（別記第4号様式から別記第6号様式まで及び別記第12号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（平成27年12月28日規則第91号） （施行期日） 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>附 則（平成24年3月6日規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年10月19日規則第77号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者自立支援法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者自立支援法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（平成25年9月20日規則第44号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者自立支援法施行細則別記様式（別記第4号様式から別記第6号様式まで及び別記第12号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（平成27年12月28日規則第91号） （施行期日） 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>

改正後	改正前
<p>2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（平成30年4月1日規則第42号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年4月1日規則第23号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第4号様式及び別記第5号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第8号様式及び別記第9号様式は、改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（令和2年12月18日規則第78号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p>	<p>2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（平成30年4月1日規則第42号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年4月1日規則第23号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第4号様式及び別記第5号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第8号様式及び別記第9号様式は、改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p> <p>附 則（令和2年12月18日規則第78号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（令和3年3月26日規則第18号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和7年9月30日規則第85号）</u> <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則（令和3年3月26日規則第18号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>